

○ 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年金融庁告示第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>（証券化証券等に関する個別リスク相当額の特例）</p> <p>第十四条の二 「略」</p> <p>2 最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者が証券化証券等の個別リスクの額を算出する場合には、前項に規定するリスク・ウェイトに代えて、第十九条第三項において準用する川上連結告示第二百八十条の二に定めるリスク・ウェイトを適用する。</p> <p>〔3〕8 略〕</p> <p>（内部管理モデル方式による包括的リスクの額）</p> <p>第十四条の九 「略」</p> <p>2 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた金融商品取引業者の、前項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。</p> <p>一 第十九条第一項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後</p>	<p>（証券化証券等に関する個別リスク相当額の特例）</p> <p>第十四条の二 「同上」</p> <p>2 川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者が証券化証券等の個別リスクの額を算出する場合には、前項に規定するリスク・ウェイトに代えて、第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百八十条の三に定めるリスク・ウェイトを適用する。</p> <p>〔3〕8 同上〕</p> <p>（内部管理モデル方式による包括的リスクの額）</p> <p>第十四条の九 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 第十九条第一項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後</p>

のロング・ポジションについて、第十九条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節（第二百八十条の二を除く。）までの規定により算出した個別リスク相当額の合計額

二 第十九条第一項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第十九条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節（第二百八十条の二を除く。）までの規定により算出した個別リスク相当額の合計額

3 前項の規定にかかわらず、川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者の、第一項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第五節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

二 第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第十九条第二項において準用

のロング・ポジションについて、第十九条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節（第二百八十条の三及び第二百八十条の四第二項を除く。）までの規定により算出した個別リスク相当額の合計額

二 第十九条第一項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第十九条第一項において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節（第二百八十条の三及び第二百八十条の四第二項を除く。）までの規定により算出した個別リスク相当額の合計額

3 「同上」

一 第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百八十条の三、第二百八十条の四第二項から第四項まで、第二百八十条の五及び第六章第五節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

二 第十九条第二項において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第十九条第二項において準用

する川上連結告示第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第五節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

(川上連結告示の準用)

第十九条 川上連結告示第十九条、第三十条、第三十一条、第九十六条第五号、第九十八条、第一百一条、第四章及び第六章第三節から第五節(第二百八十条の二を除く。)までの規定は、金融商品取引業者(川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者を除く。)について準用する。

2 川上連結告示第十九条、第三十条、第三十一条、第九十六条第五号、第九十八条、第一百一条、第四章、第二百六十条、第二百六十一条、第二百八十条の二、第二百八十条の四及び第六章第五節の規定は、川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者について準用する。

3 川上連結告示第二百八十条の二の規定は、最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者について準用する。

する川上連結告示第二百八十条の三、第二百八十条の四第二項から第四項まで、第二百八十条の五及び第六章第五節の規定により算出した個別リスク相当額の合計額

(川上連結告示の準用)

第十九条 川上連結告示第十九条、第三十条、第三十一条、第九十六条第五号、第九十八条、第一百一条、第四章及び第六章第三節から第五節(第二百八十条の三及び第二百八十条の四第二項を除く。)までの規定は、金融商品取引業者(川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者を除く。)について準用する。

2 川上連結告示第十九条、第三十条、第三十一条、第九十六条第五号、第九十八条、第一百一条、第四章、第二百六十条、第二百六十一条、第二百八十条の三、第二百八十条の四第二項から第四項まで、第二百八十条の五及び第六章第五節の規定は、川上連結告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者について準用する。

「項を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。